

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月26日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成15年10月1日、Aに雇用され、B所在のCサービスセンターにおいて、自動車販売の営業業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年11月12日、業務中に自動車を運転し、渋滞で停止時に後続車に追突され（以下「本件事故」という。）負傷した。翌日、D医療機関で「外傷性頸部症候群、左膝打撲症」と診断され、療養の結果、平成30年7月31日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年5月31日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主訴に関して、医師の所見を含めて資料を精査したところ、請求人に残存する障害は、頸部の運動障害及び神経系統の障害であると認められる。

(2) 頸部の運動障害について、E医師は、平成30年8月14日付け診断書（以下「E診断書」という。）において、要旨、「頸部後屈制限を認める。頸部MRIで外傷性所見は認めなかった。」としており、F医師は、平成30年10月22日付け意見書において、要旨、「頸椎の運動は前屈30度、後屈25度、頸部MRIで頸椎症性変化を認めるが、外傷性の変化を認めない。」としている。

これらから、請求人の頸部については、決定書理由に説示のとおり、前後屈運動において、参考可動域110度に比べ1/2に制限されているものの、MRI等によりせき椎圧迫骨折、せき椎固定術又は項背腰部軟部組織の明らかな器質変化が認められないから、運動障害はないというべきである。

(3) 神経系統の障害について、請求人は、手のしびれと頸部周囲の疼痛を訴えるところ、E医師は、E診断書において、「筋緊張亢進と圧痛、知覚反射は異常を認めず。」と述べ、F医師は、F意見書において、「頸椎の神経根症状は認めない。左示指先端に知覚鈍麻あり、局部に神経症状を残すものに該当する。」としている。また、同医師は、令和元年5月13日付け鑑定書において、「MRI（頸椎）画像において外傷性の変化を認めない。障害の程度を変更すべき有意な所見は認められない。」としている。F医師の意見は、請求人の画像を確認し、E医師の意見を踏まえた妥当なものである。

(4) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(5) なお、請求人は、令和元年11月25日付けG医療機関H医師作成の診断書

を提出し、左腕神経叢、後束障害が他覚的に認められる旨主張するが、上記のとおり、請求人の障害について医学的所見に基づき判断しているものであり、同診断書によっても、上記結論を左右しない。また、労災保険法上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいうところ、請求人は、当審査会開催の本件公開審理において治癒後の疼痛等についてるる主張するが、その主張は、請求人の障害の範疇に属するものを述べるにすぎないから、これを採用できない。

(6) したがって、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であるということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日